千葉県環境生活部長 (公印省略)

# 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

H-		
事業者の氏名又は名称	千葉県成田市本城222番地17	
	有限会社小幡開発リサイクル(取締役 小幡 満)	
	(法人番号 6040002054927)	
許可の番号	第01200082470号	
処分の年月日	令和4年3月15日	
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し	
処 分 理 由 [該当条項を含む]	有限会社小幡開発リサイクルは、法定の除外事由がないに	
	もかかわらず、山武郡芝山町の区域に係る一般廃棄物収集運	
	搬業の許可を受けずに、同町内の事業場から排出された一般	
	廃棄物を収集及び運搬し、もって、許可なく一般廃棄物の収	
	集運搬を業として行っていた(法第7条第1項違反)。	
	このことは、法第14条の3第1号前段(違反行為をした	
	とき)に該当するとともに、法第14条の3の2第1項第5	
	号による許可取消しの要件である「前条第1号に該当し情状	
	が特に重いとき」に該当する。	

千葉県環境生活部長 (公印省略)

# 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

ΠL		
事業者の氏名又は名称	兵庫県神戸市兵庫区大開通二丁目3番21号甲南アセット	
	大開ビル別館5F	
	誠工株式会社	
	(代表取締役 白川 誠)(法人番号 9140001100792 )	
許 可 の 番 号	第01200190988号	
処分の年月日	令和4年3月15日	
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し	
処 分 理 由 〔該当条項を含む〕	誠工株式会社の役員は、刑法第204条の罪を犯し、罰金	
	刑に処せられた。	
	このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該	
	当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号	
	に該当する。	

千葉県環境生活部長 (公印省略)

# 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

pL		
	埼玉県越谷市大成町六丁目359番地6	
事業者の氏名又は名称	株式会社W	
	(代表取締役 小松崎 渉)(法人番号 2030001114232)	
許可の番号	第01200199094号	
処分の年月日	令和4年3月15日	
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し	
	株式会社Wは、懲役刑に処せられ、その執行を終わり、又	
	は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない	
処 分 理 由	者が、同社の役員となっていた。	
〔該当条項を含む〕	このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該	
	当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号	
	に該当する。	

千葉県環境生活部長 (公印省略)

# 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

	千葉県印西市小林294番地16ジュエリーC棟103号室
事業者の氏名又は名称	有限会社中元土木(取締役 小野寺 英治)
	(法人番号 2040002057677)
許可の番号	第01200208910号
処分の年月日	令和4年3月15日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
	有限会社中元土木は、破産手続開始の決定を受けたことに
処 分 理 由	より、法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項
〔該当条項を含む〕	第4号ロに該当するに至ったことから、法第14条の3の2
	第1項第4号に該当する。